個人13

受付	4年　8月　25日
	(午前)・午後　10時　40分

一般質問（代表・(個人)）通告書

令和　4年　8月　25日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名　谷　口　武　司

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により　9　月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　2　件

2　質問方法

	１回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問項目（大項目）ごとに一問一答
○	１回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 4.8.25 第一号

別紙　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　谷　口　武　司

質　問　事　項 No.　１－１	高齢者住宅の充実について

要旨	介護保険を利用した住宅改修により高齢者住宅の充実が図られています。要支援・要介護認定者の介護保険を利用した住宅改修について、利用がしにくくなっている事はないか確認させていただきたいと思います。また、健常な方が急病などで入院され、２・３週間の治療を終えられたものの、体力の低下などにより日常生活に支障のある状態で帰宅された場合に、現在の介護保険の適用範囲内で考えると時間的に対応が遅れてしまう状況にあります。要介護認定申請から住宅改修の竣工まで最短で施工可能な方法の周知をお願いして、40歳から介護保険料を支払う市民にとってより良い制度になるように検討をお願いしたいと思います。 さらに、健康都市として、高齢者が地域で活躍し、より長くご自宅で生活を続けられるように、介護保険の範疇を超えてでも、高齢者住宅の充実に資する方法はないか、現行の各課の持つ制度を横断的に分かりやすく周知していく事が出来ないか質問していきたいと思います。 （１）　介護保険を利用した住宅改修の現状について ア　介護予防住宅改修の年間申請件数について イ　居宅介護住宅改修の年間申請件数について ウ　対象となる改修工事の内容と比率について エ　コロナ禍における改修工事への影響について （２）　介護保険を利用した住宅改修の期間について ア　介護認定が下りるまでの期間について イ　介護認定を受けられた方が住宅改修を行うまでの流れについて (ア)　住宅改修を行うまでの流れについて (イ)　ケアマネジャーの決定方法について (ウ)　住宅改修業者の決定方法について (エ)　受領委任払い制度について ウ　住宅改修を検討してから竣工までの期間について エ　竣工までの期間を短縮していくことについて (ア)　介護保険制度の範囲内で可能な短縮方法について (イ)　電子申請（書面添付）の検討について

※申し合わせ事項に留意する。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　谷　口　武　司

質　問　事　項 No.　１－２	高齢者住宅の充実について
要旨	（３）　介護保険認定前に介護予防住宅改修を行う制度創設について ア　介護予防住宅改修図面作成支援助成金について イ　高齢者住宅改修図面の事前受付制度について ウ　介護保険認定前の住宅改修費用立替え制度について エ　本市の高齢者住宅支援制度がまとめて確認できるフローチャートの作成について

※申し合わせ事項に留意する。

別紙　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　谷　口　武　司

質　問　事　項 No.　2	無形民俗文化財（棒の手・馬の塔）について

要旨	尾張旭市の無形民俗文化財、とくに今回は自分の経験上で語ることの出来る、愛知県県指定文化財　指定第23号尾張旭市の棒の手、市指定第10号尾張旭市の馬の塔、について質問をさせていただきます。 僅か21平方キロメートル程の尾張旭市の成り立ちは、明治維新よりの改変、離合集散により６つの村が母体となっています。それぞれの集落に伝統があり、文化があり、先人の暮らしがありました。その暮らしのモチベーションの一つに他の村々には負けまいと祭りに取組む先人の心意気があったのだと思います。尾張旭市誌より一例をあげれば江戸期の新居村には３丁の火縄銃があったとの記載がありますが現在７つの郷（棒の手保存会でいう分会）で保有する火縄銃は100丁を超えます。他県の教育委員会が発行する許可証を有する古物も多く、これらは明治期以降の先人たちが、幕末以降に流出した火縄銃で祭りを盛り上げようと私費で購入してきた結果だと思います。 今回の一般質問では、尾張旭市の棒の手・馬の塔としてまとめて無形民俗文化財指定に至った経緯、各保存会が保有する古物の調査と今後の保存方針、存続の危機にある保存会の把握と今後の支援策、特に古代幕と称する祭礼用の幕の保存と一同に集めた展示企画による郷土愛の育成とシティーブランディングについてお伺いします。
	（１）　尾張旭の無形民俗文化財が市単位で一くくりになっていることについて ア　市全体で無形民俗文化財指定に至った経緯について イ　市単位で指定を受ける利点について ウ　地域を重視した無形民俗文化財指定の在り方について （２）　各保存会が保有する古物の調査と今後の保存方針について ア　各保存会が保有する古物の調査と調査品目について イ　各保存会が保有する古物の保存方針について （３）　保存会の状況把握と今後の支援策について （４）　保存会が保有する古物（幕）の企画展示会開催による郷土愛醸成とシティーブランディングについて ア　大正時代以前に作成された古物（幕）の数について イ　所有者と保存状況の継続調査について ウ　企画展示会の開催による郷土愛醸成とシティーブランディングについて

※申し合わせ事項に留意する。